道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付	伸長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者	伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日
自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六条第一項の印鑑に関する証明書（特定非常災害発生日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者	令和九年一月二十七日
自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第二十五条第二項第二号の規定により国土交通大臣が適当と認める書類（特定非常災害発生日前三十日以内に作成されたものに限る。）を提出して行う道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書の交付の請求	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十七日
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十七日
水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十六条の二第一項の規定に基づく指定給水装置工事事業者の指定	特定被災地域内に事業所を有する者	令和九年一月二十七日
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二十二条第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第十六条第三項の規定に基づく小型船造船業の相続	特定被災地域内に事業場を有する者	令和九年一月二十七日
タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十九条第一項の規定に基づく登録実施機関の登録	特定被災地域内にタクシー業務適正化特別措置法第十九条第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者	令和九年一月二十七日

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の規定に基づく浄化槽工事業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第五条第四項の規定に基づく適格特例投資家の届出を行った場合の適格特例投資家に該当することとなる期間	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第七条第一項の規定に基づく登録住宅性能評価機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第一項に規定する評価の業務を行う主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
住宅の品質確保の促進等に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく登録住宅型式性能認定等機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する認定等の業務を行う主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく登録試験機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく試験の業務を行う主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十四条第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十七日